

# 産業環境委員会報告資料

令和2年3月11日

報告事項件名	頁
(1) 足立区リサイクルセンターあだち再生館の休館について・・・・・・・・・・	2
(2) 区施設内へのマイボトル用給水スポットの試験設置について・・・・・・・・	3
(3) あだちなエコアイデアの実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4) リユース食器貸出事業の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(5) 戸別訪問収集の対象基準の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

(環境部)

# 産業環境委員会報告資料

令和2年3月11日

件名	足立区リサイクルセンターあだち再生館の休館について
所管部課	環境部 環境政策課
内容	<p>足立区リサイクルセンターあだち再生館を下記の期間、休館するので報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 休館理由 運営受託事業者の変更とサービスの見直しに伴うレイアウト変更と館内整理を行うため。</li><li>2 休館期間 令和2年3月30日（月）～4月13日（月）</li><li>3 主な変更内容<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受付窓口・図書情報コーナーを来館者対応、セキュリティ対策のため1階に移設</li><li>・ 古着、古布等の資源回収窓口設置</li><li>・ 上記内容に伴う館内掲示物の変更</li></ul></li><li>4 周知方法<ul style="list-style-type: none"><li>・ あだち広報3月10日号</li><li>・ あだち再生館だより</li><li>・ 足立区公式ホームページ</li><li>・ SNS</li><li>・ 館内掲示</li></ul></li></ol>
問題点 今後の方針	休館及びサービス内容の変更について、利用者及び近隣住民に対し丁寧の説明を行う。

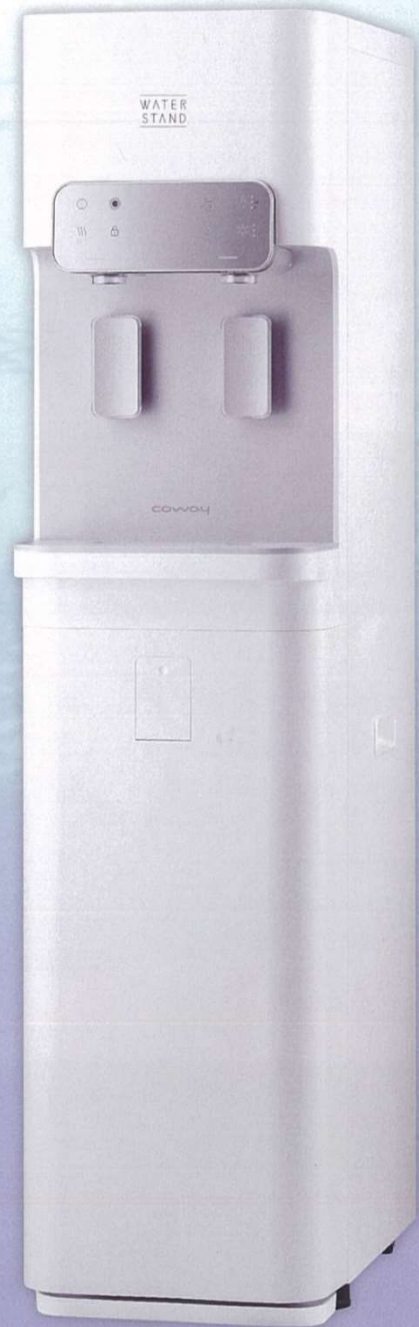
# 産業環境委員会報告資料

令和2年3月11日

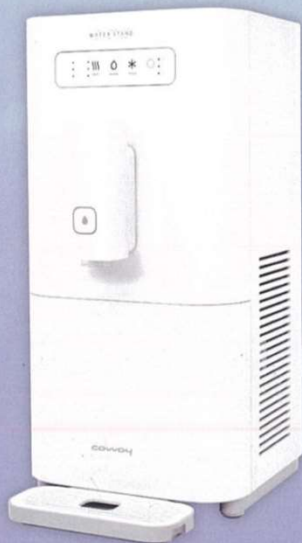
件名	区施設内へのマイボトル用給水スポットの試験設置について																		
所管部課	環境部 環境政策課																		
内容	<p>EANA登録団体「ウォータースタンド（株）」の提案を受け、区施設内に水道直結型ウォーターサーバーを試験設置する。</p> <p>1 目的 マイボトルへの補充が可能な環境を整備し、区民や職員にマイボトルの利用を促し、使い捨てプラスチックのごみ削減を図る。</p> <p>2 試験設置期間 令和2年4月1日～令和3年9月30日</p> <p>3 設置機種 水道直結型ウォーターサーバー（別紙参照）</p> <p>4 設置場所</p> <table border="1" data-bbox="416 1093 1398 1458"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>場所</th> <th>給水温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">来場者</td> <td>生物園</td> <td>冷水・温水・常温水</td> </tr> <tr> <td>都市農業公園</td> <td rowspan="3">冷水・常温水</td> </tr> <tr> <td>ギャラクシティ</td> </tr> <tr> <td>総合スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員</td> <td>本庁舎10階職員厚生室</td> <td rowspan="2">冷水・常温水</td> </tr> <tr> <td>本庁舎地下1階職員厚生室</td> </tr> <tr> <td>会議用</td> <td>本庁舎12階給湯室</td> <td>冷水・温水・常温水</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本庁舎1・2階では既存の給水機を活用し、マイボトルへの補充ができる旨の表示物を設置する。</p> <p>5 設置条件                  (1) 足立区とウォータースタンド（株）で設置に関する協定を締結する。                  (2) サーバーの設置・保守はウォータースタンド（株）が無償で行う。                  (3) 電気・水道代は区が負担する                  （計月300円程度／1台：月150ℓ使用すると仮定）</p>		対象	場所	給水温度	来場者	生物園	冷水・温水・常温水	都市農業公園	冷水・常温水	ギャラクシティ	総合スポーツセンター	職員	本庁舎10階職員厚生室	冷水・常温水	本庁舎地下1階職員厚生室	会議用	本庁舎12階給湯室	冷水・温水・常温水
対象	場所	給水温度																	
来場者	生物園	冷水・温水・常温水																	
	都市農業公園	冷水・常温水																	
	ギャラクシティ																		
	総合スポーツセンター																		
職員	本庁舎10階職員厚生室	冷水・常温水																	
	本庁舎地下1階職員厚生室																		
会議用	本庁舎12階給湯室	冷水・温水・常温水																	
問題点 今後の方針	給水スポットの利用状況等を把握し、継続的な給水スポット設置の有効性と必要性について見極めていく。																		

【設置予定機種(例)】

CIROO STAND



GUARDIAN




# 産業環境委員会報告資料

令和2年3月11日

件名	あだちなエコアイデアの実施結果について
所管部課	環境部 環境政策課
内容	<p>令和元年10月から12月まで募集した「あだちなエコアイデア」について、2月3日に開催された環境審議会における審査を経て、最優秀賞等が決定したので報告する。</p> <p>1 応募状況          応募者数195人 アイデア数290件</p> <p>2 審査方法          (1) 環境審議会委員が以下の3点について評価          ・ アイデア性 独自性や新規性があること          ・ 行動可能性 幅広い区民・事業者等が手軽に取り組めること          ・ 環境貢献度 行動による環境への貢献、効果が期待できること          (2) 夢のアイデア賞については、以下の2点について評価          ・ 子どもらしい夢のある発想であること          ・ 環境への貢献、効果を考えた発想であること</p> <p>3 審査結果          (1) 最優秀賞          生ごみを牛乳パックに入れて、その上から土を入れて、花を植える          (2) 優秀賞(4件)          ア 落ち葉を野菜や花の肥料にする          イ 不用な布を小さく切り、ティッシュ代わりに食べこぼしやシンク、洗面台などを拭くのに使う          ウ 不用な布で袋を作り中に小豆を入れ、電子レンジで温め、何度も使えるカイロにする          エ 照明スイッチに消灯すると絵が合わさるシールを貼る          (3) 夢のアイデア賞          足で地面を踏むと振動が伝わり発電される装置を作る</p> <p>4 賞品等          上記6件には、区内共通商品券(子どもには図書カード)を贈呈する。          また、小学生の応募者には、参加賞としてキューブ型ボックスティッシュを小学校を通じて送付する。</p>
問題点 今後の方針	<p>最優秀賞、優秀賞、夢のアイデア賞の内容は、区のホームページに掲載するほか、他のアイデアについても、調理、掃除、外出、買い物などの場面ごとに整理し、SNSで随時情報発信していく。</p> <p>また、エアコンや節水、緑のカーテンなどのアイデアは、季節にあわせて情報を発信していく。</p>

# 産業環境委員会報告資料

令和2年3月11日

件名	リユース食器貸出事業の実施について								
所管課	環境部 ごみ減量推進課								
内容	<p>令和元年度に実施した、リユース食器貸出モデル事業をふまえて、令和2年度に本格実施する。</p> <p>申請団体がイベント等で使用する食器を委託により無料で貸し出し、一方で団体にはイベント内でごみ減量につながる取り組みを実施していただく。</p> <p>1 目的 リユース食器の貸し出しを通して、ごみの減量およびリユース食器の活用促進、使い捨て容器や廃プラスチック等のごみ発生の抑制に向けた啓発を行うこと。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対象 町会、自治会、子ども会、女性団体、老人会、NPO団体その他区長が必要と認める地域団体（100団体）。 ※ 区内で実施するイベント活動等での貸し出しに限る</p> <p>(2) 募集方法 申込書を郵送、FAXまたはメールにより受付（先着順）。</p> <p>(3) 予算 @35,000円×100団体=3,500,000円 1回あたり合計1,000個まで貸し出し可能</p> <p>(4) 組み合わせ例</p> <table data-bbox="432 1444 758 1608"> <tr> <td>皿</td> <td>300個</td> </tr> <tr> <td>カップ</td> <td>300個</td> </tr> <tr> <td>どんぶり</td> <td>300個</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>900個</td> </tr> </table>  <p>(5) 効果 上記「組み合わせ例」の食器900個使用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量 4.8kg ※ 使い捨ての紙コップ（8g）、発泡スチロール製のトレー（2g）と、どんぶり（6g）を使用した場合</li> <li>・ 二酸化炭素削減 75.3kg ※ （財）地球・人間環境フォーラム調査結果より推計</li> </ul>	皿	300個	カップ	300個	どんぶり	300個	合計	900個
皿	300個								
カップ	300個								
どんぶり	300個								
合計	900個								

	<p>3 団体に実施していただく取り組み  イベントにおいて、以下の取り組みを2つ以上行っていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リユース食器使用やごみ削減啓発のチラシ・看板等を配布、掲示する</li> <li>・ イベントで配布物等がある場合にマイバッグの使用推奨やレジ袋を使わない等により、プラスチックごみの削減に取り組む</li> <li>・ マイボトル持参の推奨等により、プラスチックごみ等の削減を図る</li> <li>・ その他リユース食器使用以外の面で、使い捨て容器等の削減に取り組む</li> <li>・ イベントで出るごみの分別を徹底する（雑がみの分別や水切り徹底等）</li> </ul> <p>4 実施スケジュール（予定）</p> <p>3月 町会・自治会への周知  4月 ホームページ、SNSでの周知  5月1日 募集開始  5月下旬頃 貸し出し開始</p>
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>今後、上記スケジュールに合わせて周知活動の準備を進めていく。</p>

# リユース食器でごみ削減！

## イベントでリユース食器を使ってみませんか



### リユース食器とは？

繰り返し使える食器のことです。  
「使い捨て食器」の使用は、大量のごみの発生につながります。

リユース食器の活用により、ごみの廃棄量と、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

### 対象団体

足立区内で活動する町会、自治会、子ども会、女性団体、老人会、NPO団体。

※ 貸出条件等詳しくは裏面をご確認ください

担当：足立区環境部

ごみ減量推進課資源化推進係

Mail: kankyo-gomigen@city.adachi.tokyo.jp

TEL:03-3880-5027 FAX:03-3880-5604



環境に  
やさしい!



洗わなくて  
大丈夫!



費用は  
無料!



イベントで使い捨て食器900個を  
リユース食器に変えた場合、

■ごみの廃棄量 4.8kg※1

■二酸化炭素排出量75.3kg※2

の削減が見込まれます。

※1 ごみ廃棄量は紙コップ8g、皿(トレ)2g、どんぶり6g各300個と仮定(トレとどんぶりは発泡スチロール製とする)

※2 二酸化炭素排出量は、(財)地球・人間環境フォーラム調査結果より推計

リユースカップの写真「リユース食器ネットワーク」より



## リユース食器貸出事業要項



- 貸出食器（一例） ※貸出上限 1団体あたり、合計1,000個まで  
カップS（280ml） カップM（450ml） コーヒーカップ（200ml）  
皿S（約19cm） 皿M（約22cm） 皿L（約27cm）  
おわん（約10cm） どんぶり（約550ml） 契約業者によりサイズ等の変更有

### ■貸出条件について

貸出対象 足立区内で活動する町会、自治会、子ども会、女性団体、老人会、NPO団体が、区内で行うイベント等（営利目的を除く）で利用する場合。  
また、貸出条件として、実施するイベント等においてごみ削減の取り組みを行うことが必要です（例：イベント内でのマイバック・マイボトル持参推奨、生ごみの水切り、雑がみの分別等）。

貸出費用 無料（往復の送料も足立区が負担）

受取返却 ご指定の場所に宅配便でお届けします。返却も宅配便で行います。また、業者が洗浄しますので、洗う必要はありません。

貸出期間 イベント実施日と前後3日間以内

予約受付 令和2年5月1日（金）から受付開始

申込方法 別紙申込書で郵送またはFAX、メールで申し込み

※ 先着順（100団体）となります

※ 原則として、貸出期間より2か月以上前にお申し込みください

※ 繁忙期等、業者の在庫状況により貸し出しできない場合があります

問合せ先 足立区環境部 ごみ減量推進課 資源化推進係  
Mail : kankyo-gomigen@city.adachi.tokyo.jp  
TEL:03-3880-5027 FAX:03-3880-5604  
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

# 産業環境委員会報告資料

令和2年3月11日

件名	戸別訪問収集の対象基準の見直しについて																									
所管部課	環境部 ごみ減量推進課、足立清掃事務所																									
内容	<p>戸別訪問収集の対象基準の見直しについて報告する。</p> <p>1 戸別訪問収集の対象基準の見直し</p> <table border="1" data-bbox="427 616 1425 1440"> <thead> <tr> <th data-bbox="434 622 927 674">改正前</th> <th data-bbox="927 622 1418 674">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="434 674 927 1433"> <p>次のいずれかに該当する世帯のうち、近隣住民等の協力が得られない世帯であって、自力で集積所にごみを出すことが困難であるものを対象とする。</p> <p>(1) 介護保険における要介護3以上の者のみの世帯</p> <p>(2) その他区長が必要と認める世帯</p> </td> <td data-bbox="927 674 1418 1433"> <p>戸別訪問収集の対象は、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯で、世帯員が集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、世帯員以外の者の協力を得ることができないものとする。</p> <p>(1) <u>介護保険における要介護2以上に認定されている者</u></p> <p>(2) <u>身体障害者手帳1級又は2級に認定されている者</u></p> <p>(3) <u>その他自ら集積所にごみを出すことが困難であると区長が認める者</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 現行の戸別訪問収集対象世帯及び推計 戸別訪問収集対象人数（R2.1.31現在）</p> <table border="1" data-bbox="434 1585 1425 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況</td> <td>85</td> <td>3</td> <td>20</td> <td>39</td> <td>15</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>推計</td> <td>174</td> <td>14</td> <td>97</td> <td>38</td> <td>16</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表下段は、要介護2以上に条件を見直した場合の推計</p> <p>3 戸別訪問収集対象基準見直しに伴う経費 軽小型ダンプ車1台増 14,907千円（1台→2台）</p>	改正前	改正後	<p>次のいずれかに該当する世帯のうち、近隣住民等の協力が得られない世帯であって、自力で集積所にごみを出すことが困難であるものを対象とする。</p> <p>(1) 介護保険における要介護3以上の者のみの世帯</p> <p>(2) その他区長が必要と認める世帯</p>	<p>戸別訪問収集の対象は、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯で、世帯員が集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、世帯員以外の者の協力を得ることができないものとする。</p> <p>(1) <u>介護保険における要介護2以上に認定されている者</u></p> <p>(2) <u>身体障害者手帳1級又は2級に認定されている者</u></p> <p>(3) <u>その他自ら集積所にごみを出すことが困難であると区長が認める者</u></p>		総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	現況	85	3	20	39	15	8	推計	174	14	97	38	16	9
改正前	改正後																									
<p>次のいずれかに該当する世帯のうち、近隣住民等の協力が得られない世帯であって、自力で集積所にごみを出すことが困難であるものを対象とする。</p> <p>(1) 介護保険における要介護3以上の者のみの世帯</p> <p>(2) その他区長が必要と認める世帯</p>	<p>戸別訪問収集の対象は、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯で、世帯員が集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、世帯員以外の者の協力を得ることができないものとする。</p> <p>(1) <u>介護保険における要介護2以上に認定されている者</u></p> <p>(2) <u>身体障害者手帳1級又は2級に認定されている者</u></p> <p>(3) <u>その他自ら集積所にごみを出すことが困難であると区長が認める者</u></p>																									
	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5																				
現況	85	3	20	39	15	8																				
推計	174	14	97	38	16	9																				

#### 4 参考

##### (1) 要介護認定者数

総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
35,199	5,031	7,074	4,995	4,686	4,070

※数字で見る足立 要介護（要支援）認定者数より抜粋

##### (2) 障がい者福祉手当受給者数

総数	1級	2級	3級
8,266	4,297	2,293	1,676

※数字で見る足立 20歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1～3級を抜粋

問題点  
今後の方針

戸別訪問収集の基準見直しに合わせ、区ホームページ等での公表や地域包括支援センターに制度の周知を行なっていく。